二　原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇四一を合算して得た数

4　令別表第七の一の項の下欄の二(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイからハまでに掲げる量として当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇一三

ロ　イに掲げるもののほか、天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　次の(i)及び(ii)に掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める数

(i)　天然ガスの生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇〇〇〇八二

(ii)　天然ガスの生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。）　〇・〇〇〇〇〇一四

ハ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇〇二四

二　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イからハまでに定める数を合算して得た数に、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇一二

二　原油の生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇六七を合算して得た数

3　令別表第七の一の項の下欄の八(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合　次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

（新設）

イ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇〇〇〇九五

ロ　天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇〇〇〇〇〇二七

二　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合　〇・〇〇〇〇〇一八

ロ　天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇一八

（削る）

5　令別表第七の一の項の下欄の二(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇四八とする。

6　令別表第七の一の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。以下この号において同じ。）　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定めるとおりとする。

イ　原油をパイプラインにより輸送している場合　〇・〇〇〇〇〇四九

ロ　原油をイに掲げるもの以外の手段により輸送している場合　〇・〇〇〇〇二三

二　コンデンセート（ＮＧＬ）　〇・〇〇〇〇七二

7　令別表第七の一の項の下欄のへの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇八七とする。

8　令別表第七の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・五一五とする。

9　（略）

10　令別表第七の二の項の下欄のハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄のハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

ロ　天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合　〇・〇〇〇〇二一

ハ　天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇三九

4　令別表第七の一の項の下欄のハ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇四八とする。

（新設）

5　令別表第七の二の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・五二とする。

6　（略）

7　令別表第七の二の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）